

評議員選考規程

2001. 4.23 理事会承認

2005.10.14 改訂

2013.5.24 改訂

2022.10.4 改訂

《資格》

- (1) 医師会員及び基礎研究系会員は、会員歴5年以上かつ肥満に関する5編以上の論文を有する者
- (2) 医師以外の医療職会員は、会員歴5年以上かつ下記①または②を満たす者；
 - ①学会発表3回以上ないし論文1編以上
 - ②生活習慣病改善指導士研修カリキュラム著者、生活習慣病改善指導士ハンドブック著者、生活習慣病改善指導士試験問題作成委員、生活習慣病改善指導士受験資格評価委員、ないし、スキルアップ講座やサマーセミナー等の講師や座長2回以上経験者
- (3) 上記基準を満たさないものの、日本肥満学会の活動に資することが期待され、評議員にふさわしいとして総務委員会の推薦を受けた者
- (4) 当年度（8月1日～7月31日）提出の申請受付については、次年度の新評議員として受け付ける。
- (5) 評議員が退会し、その後再入会した場合の評議員資格の取り扱いについて評議員資格は規定に則って再申請をする。

《推薦者》

- (1)、(2) は評議員が推薦する。(3) は理事が推薦する。